

奨学金返還期限猶予願（延滞据置）の提出について

この奨学金返還期限猶予願（延滞据置）は、現在延滞状況にあり、返還が困難な方が、傷病・生活保護受給中・災害・経済困難など返還できない事情があり、次の①②に該当する場合に願い出て審査を受けるものです。

- ①延滞開始月から一般猶予を願い出ることができない。
- ②現在延滞据置猶予に該当する事由がある（現在、延滞据置猶予に該当する事由がある場合は、過去における延滞据置猶予に該当する期間も願出できます）。

- ◆ 延滞据置猶予の猶予承認後は、対象となった延滞期間について改めて遡って猶予を適用することはできません。
- ◆ 延滞開始年月以後の年度の猶予事由に合う証明書を取得できることを確認してから提出してください。
- ◆ 証明書については、別紙『返還期限猶予（延滞据置）の証明書一覧』を参照してください。
- ◆ 返還期限猶予願の記入については、別紙『記入例』を参照してください。
- ◆ 本機構へ返還相談後、または、この文書を受領後1か月以内に提出してください。

猶予希望期間の奨学金返還期限猶予願（延滞据置）と延滞据置猶予に該当する事由の証明書により、返還期限猶予を適用します。（注）不備なく提出された場合に限ります。

【注意事項】

- (1) 返還期限猶予は1年毎に願出が必要です。通算10年（120か月）が限度ですので、ご留意ください。

ただし、傷病、生活保護受給中、災害^{（注）}、産前産後休業及び育児休業、猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金の経済困難による場合、年数の制限はありません。^{（注）同一災害を原因とする返還期限猶予を適用できる期間は、災害発生から原則5年後までの時期が限度です。}

- (2) 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額（税込）	200万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）	130万円以下

（注1）延滞開始年月から遡って「経済困難」事由で願い出る場合の基準額である年間収入金額300万円（給与所得者の場合。給与所得以外の所得を含む場合年間所得200万円）より厳しい要件となっています。

（注2）外国居住で低所得による場合は対象外となります。

（3）「経済困難」事由での願出には、『返還期限猶予（延滞据置）の証明書一覧』の①～③のいずれかに加え、追加の証明書が必要な場合があります。『返還期限猶予（延滞据置）の証明書一覧』を確認してください。マイナンバーを提出した場合は、一部の証明書の提出が省略できます。

（4）延滞据置猶予を取得し次回以降猶予を願い出る場合は、延滞部分が解消されるまでは、延滞据置猶予の適用を受けます。「奨学金返還期限猶予願（延滞据置）」を使用してください。

（5）本機構で審査し、返還期限猶予が承認された場合は、奨学生本人、連帯保証人（人的保証のみ）宛に結果を通知します。奨学金返還期限猶予承認通知が届くまで口座振替請求・払込通知書発行の停止はできません。

- ・すでに日本学生支援機構にマイナンバーを提出した方はマイナンバーの再度の提出は不要です。（提出済みであるかはスカラネット・パーソナルで確認できます。）2019年度以降に奨学生となった方は、奨学金申込時（または採用後）にマイナンバーを提出いただいているため、提出いただく必要はございません。
- ・正しい証明書が添付されていない等必要な書類が未提出の場合、または記入不備等がある場合は返送します。
- ・「奨学金返還期限猶予願（延滞据置）チェックシート」で提出前にチェックし、猶予願と一緒に提出してください。

★願出・提出先 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口宛

※専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。所定の郵便切手を貼ってください。

※マイナンバー書類を同封して送付する際は、必ず簡易書留で郵送してください。

★お問い合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター

9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く）

電話 0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル：03-6743-6100

延滞据置猶予で申請 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/kanendo/entaisueoki/index.html